



専門学校 麻生看護大学校 通信課程

厚生労働省指定

専門実践教育訓練給付金対象講座

平成30年1月から拡充されました

最大70%  
支給

## 専門実践教育訓練給付制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給する制度です。

## 給付対象者

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、下記に該当される方に支給されます。**必ずご自身で最寄りのハローワークにてご確認ください。**

これまで

- ① **初めて**支給を受ける方  
支給要件期間を2年以上有する方
- ② **平成26年10月1日よりも以前**に受給経験のある方  
前回の受給日から支給要件期間を**2年以上有する方**
- ③ **平成26年10月1日以降**に受給経験のある方  
前回の給付を受けた日から**10年以上**の支給要件期間を要すること

平成30年1月から

- ① **初めて**支給を受ける方  
支給要件期間を2年以上有する方 **変更なし**
- ② **平成26年10月1日よりも以前**に受給経験のある方  
前回の受給日から支給要件期間を**3年以上有する方**
- ③ **平成26年10月1日以降**に受給経験のある方  
前回の給付日から受講開始日前日までに**3年以上経過していること**

## お手続きの流れ・給付額

まずはハローワークにご相談ください。

ハローワークにて  
支給要件確認

※ご自身で最寄りのハローワークにて必ずご確認ください。

講座番号 90064-171001-0

ハローワーク

事業主の証明または  
キャリアコンサルティング  
必要書類の提出 ※1

入学の1ヶ月前までに  
手続き完了

麻生看護大学校

願書提出 / 選考 ※2

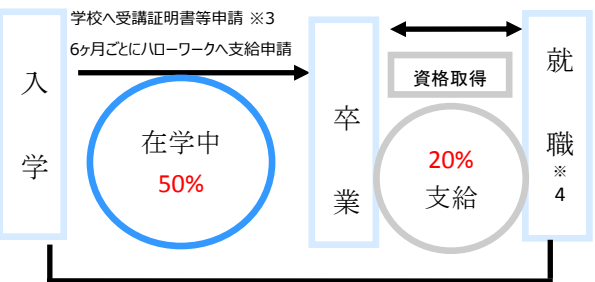
合格

訓練受講中

教育訓練経費の**50%**を6ヶ月毎に支給申請に基づいて支給されます。

訓練終了後

修了日の翌日から**1年以内**に資格を取得して雇用された場合、さらに**教育訓練経費の20%**にあたる追加給付を受けることができます。



最大 合計70%支給

※1 **ハローワークでの手続きは、願書の提出前・後にかかわらず可能です。**お早めにご手続きをお済ませください。

またキャリアコンサルティングには時間がかかる場合がありますので、余裕をもってお進めいただきますよう、お願いいたします。

※2 麻生看護大学校の受験方法については、募集要項にてご確認ください。

※3 支給申請に必要な学校からの受講証明書発行につきましては、一定の条件がございます。詳しくは入学後にご案内致します。

※4 資格を取得し、雇用保険被保険者になった場合に支給されます。詳しくはハローワークでお尋ねください。

申請漏れや書類不備による受給資格の失効については、本学での責任は負いかねますのでご了承ください。

お問い合わせ・入学相談室・ホットライン

0948-25-5999

〒820-0018 福岡県飯塚市芳雄町3-83  
e-mail: info-iizuka@asojuku.ac.jp

麻生看護

検索

お問い合わせは  
ホームページからも  
受け付けています

麻生専門学校グループ  
専門学校 麻生看護大学校

Design your future 想像してごらん 自分の未来を